

事務事業名		特定非営利活動法人認証等事務		☐ 実施計画登載事業 ☐ 総合戦略登載事業	
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間	
	施策名	29 市民参画と協働の推進			
	基本事業名	03 市民活動推進のための環境づくり		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 平成19 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		特定非営利活動促進法、特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例等		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 01 09 04 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	協働まちづくり部市民協働課		総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計 (A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計 (B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	
	課長名	新沼 晶彦			
	係名	電話	0192-27-3111		
	担当者	平野 桃子	内線		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 特定非営利活動法人の設立及び定款変更認証に関する事務(①)、特定非営利活動法人の事業報告・各種届出に関する事務(②)を行う。 事務の流れは以下のとおり。 ①【設立認証・定款変更認証事務】 相談受付⇒事前相談⇒申請受付⇒(縦覧)⇒申請内容審査⇒認証⇒閲覧、県への報告等事務処理 ②【事業報告・各種届出受理等事務】 事業報告・各種届出受付⇒確認・審査⇒閲覧、県への報告等事務処理 事務処理実績に基づき、県から事務処理交付金が交付され、法人宛各種通知、縦覧書類等の作成経費に充てる。					

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位 ア 法人設立認証件数 件 イ 定款変更認証件数 件 ウ 変更届受理件数 件	
前年度実績(前年度に行った主な活動)			
・法人設立に係る相談対応、設立認証、定款変更認証、各種届出受理、事業報告受理等に係る事務を行った。			
今年度計画(今年度に計画している主な活動)			
・法人設立に係る相談対応、法人設立認証、定款変更認証、各種届出受理、事業報告受理等に係る事務を行う。			
② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
・特定非営利活動法人を設立したい人、団体 ・特定非営利活動法人		名称 単位 カ 市内に主たる事務所のある特定非営利活動法人数 法人 キ ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
・関係法令に基づき、必要な手続を行ってもらう。		名称 単位 サ 特定非営利法人認証率(認証団体数/申請団体数) % シ ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
・民間による自主的なまちづくりが促進される。			

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
投入量	事業費	単位						
		国庫支出金	千円					
		都道府県支出金	千円	241	330	258	294	267
		地方債	千円					
		その他	千円					
	人件費	一般財源	千円					
		事業費計(A)	千円	241	330	258	294	267
		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	40	40	40	40	40
		人件費計(B)	千円	160	160	160	160	160
	トータルコスト(A)+(B)		千円	401	490	418	454	427
⑤活動指標		ア 件		0	2	1	1	0
		イ 件		2	3	0	0	1
		ウ 件		8	11	1	10	1
⑥対象指標		カ 法人		15	17	17	16	15
		キ						
		ク						
⑦成果指標		サ %		-	100	100	100	-
		シ						
		ス						

事務事業ID	1349	事務事業名	特定非営利活動法人認証等事務
--------	------	-------	----------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
 本事務は、平成18年度まで県が行っていたが、県が所轄庁となっている特定非営利活動法人のうち、当市内にのみ事務所を設置する法人の設立認証等の事務について、行政サービスの利便性向上の観点から当市が担うのが望ましいとして、平成19年度から県からの事務権限移譲を受けている事務である。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
 事務権限移譲を受けた平成19年3月時点では、当市内の特定非営利活動法人は7法人であったが、平成28年までの間に9法人が増加した。その後平成30年からは減少に転じている。
 県においては、市町村における事務権限の執行に要する経費として、市町村事務処理交付金により所要額を措置している。事務権限委譲を受けた当初、県においては、移譲事務を専門性、事務量に応じてポイント化し、移譲を受けた市町村のポイントが一定になった段階で、移譲事務に関連した県職員の派遣等を行うなど、円滑な権限移譲と市町村における事務権限の定着を図るよう進めていた。当市においても、平成20年度まで、移譲事務に関連した県職員の派遣を受けた。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
 要望等は特にないが、特定非営利活動促進法や特定非営利活動法人に関する制度が難解であるとの声が聞かれる。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人を支援することは、市民主体の地域づくりの支援、市民参加の推進と協働体制の構築に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	関係法令に基づき、市が行う事務である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	本事務は、特定非営利活動法人に関する諸手続に関するものであり、対象、意図ともに適切である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】	申請希望団体や既存の特定非営利活動法人に、特定非営利活動促進法の趣旨、制度、その手続き等の内容をより理解し、実施してもらうことで、各種申請届出が円滑に行われる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	法令に基づく事務であるため、申請希望団体、既存の特定非営利活動法人に影響があると考える。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	法令に基づく事務であるため。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】	対象団体・法人側の制度理解、知識等があれば、手戻りの少ない、的確・円滑な事務処理ができるために業務量が減るが、対象団体が増えれば、その分の業務量は増える。市民活動支援センターで各種手続きについて指導できるようになれば、経費削減が可能と考える。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	法令に基づく事務であり、法定の基準により事務を執行している。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果 左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		●	×
	低下		×	×

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	法人格を付与することにより市民の自由な社会貢献活動の促進に寄与することを目的とした、特定非営利法人制度の促進を図るため、制度の周知と的確な認証等の手続きに引き続き努める。